改正後	改正前
八　セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する施策の企画及び立案並びに指導に関すること。	八　セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する施策の企画及び立案並びに指導に関すること。
九～十二　（略）	九～十二　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇―一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―一〇―三

人事院規則一〇―一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（各省各庁の長の責務） **第四条**　各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。	（各省各庁の長の責務） **第四条**　各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。
2　各省各庁の長は、当該各省各庁に属する職員が他の各省各庁に属する職員（以下「他省庁の職員」という。）からセクシュアル・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該他省庁の職員に係る各省各庁の長に対し、当該他省庁の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他省庁の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた各省各庁の長は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。	2　職員は、次条第一項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。
3　各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。	3　（略）
（新設）	（職員に対する指針） **第六条**　人事院は、セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項について、指針を定めるものとする。
（職員の責務） **第五条**　職員は、次条第一項の指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。	（職員の責務） **第五条**　職員は、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。
（新設）	2　（略）
2　（略）	（研修等） **第七条**　各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
（研修等） **第七条**　各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。	2　各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となった者にセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な
2　各省各庁の長は、新たに職員となった者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員その他職責等を考慮して人事院が定める職員に対	